

### 集団資源回収実績について（令和6年4月から令和7年2月まで）

単位：t

品目	年度	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	前年度比 (A/B×100)	前年度比 増減
古紙類		1,416.6	1,477.3	95.9%	▲ 4.1 %
	新聞紙	726.2	747.2	97.2%	▲ 2.8 %
	雑誌	156.2	181.1	86.3%	▲ 13.7 %
	段ボール	534.2	549.0	97.3%	▲ 2.7 %
リターナブルびん		1.1	1.3	84.6%	▲ 15.4 %
金属類		106.2	114.2	93.0%	▲ 7.0 %
	空き缶	70.0	75.9	92.2%	▲ 7.8 %
	鉄くず	36.2	38.3	94.5%	▲ 5.5 %
紙パック		9.5	10.7	88.8%	▲ 11.2 %
合計		1,533.4	1,603.5	95.6%	▲ 4.4 %

集団資源回収は、前年度より4.4%減少しました。特に雑誌、リターナブルびん、紙パックは、10%以上の減少と、顕著な落ち込みが見られます。ただし、リターナブルびんと紙パックはもともと回収量が少ないため、全体の回収量減少は主に雑誌の減少に影響を受けていると考えられます。

さて、雑誌の減少の要因としては、以下の点が考えられます。

- ① 電子媒体の普及：デジタル化が進み、紙媒体からの移行が加速。
- ② 情報取得手段の変化：インターネットの普及により、雑誌の需要が低下。
- ③ 販売環境の変化：市内の書店閉店やコンビニの雑誌コーナー縮小が進み、雑誌の流通量が減少。※特にここ1～2年で、この変化が顕著に。

流通そのものが減少しているため、回収量の減少は避けられない状況です。

新聞は、雑誌と同様にデジタル化の影響を受けていますが、雑誌よりも購読離れが先行していたことで、減少幅は比較的緩やかになっています。

段ボールは、今回は減少しましたが、通販需要が高く、回収量の増加が期待できます。

空き缶や鉄くずは、他での回収ルートも多く、集団資源回収での増加には繋がりにくいと考えられます。

資源回収の重要性を広め、特に段ボールなど消費量の多い資源を「ごみ」ではなく、「リサイクル資源」として適切に回収できるよう、リサイクルの意識を高める啓発活動に取り組んでいきましょう！

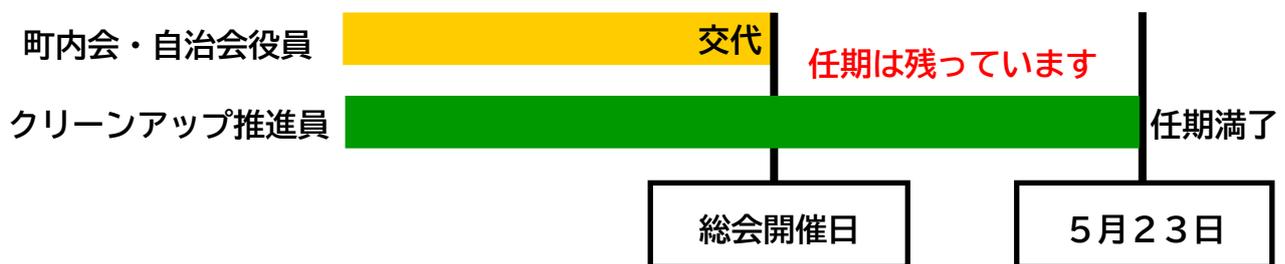
# 令和7年度はクリーンアップ推進員改選の年です！

## ● 推進員の任期は2年間、令和7年5月23日まで！

多くの町内会や自治会では、年度ごとに役員交代があると思います。そのため、3月下旬から4月には次のような連絡が多くなります。

「町内会の環境部長がクリーンアップ推進員を兼任しています。4月から別の役職になる（または役員が交代する）ため、推進員も辞任します。」

町内会で活動する推進員ですが、あくまでも財団による委嘱（特定の業務を外部の人に任せ頼むこと）なので、任期は町内会等の役員とは異なります。任期が残っていますので、引き続きよろしく願いいたします。



## ● 任期途中での交代にはご注意を

もしも、年度替わりの町内会役員交代に伴い、推進員を交代する場合は任期途中での辞任となります。以下の手続きが必要です。

【現在の推進員】 → 「辞任届」の提出

【新しい推進員】 → 町内会長が「推薦書」を提出 → 財団が委嘱

手続きがない場合、正式な交代とはならず、万が一の際に傷害保険が適用されない可能性があります。

また、新しい推進員の任期は前任者の残り期間を引き継ぐため、この時期の交代では令和7年5月23日までとなります。

※ 任期満了に伴う終了時には辞任届は必要ありません。

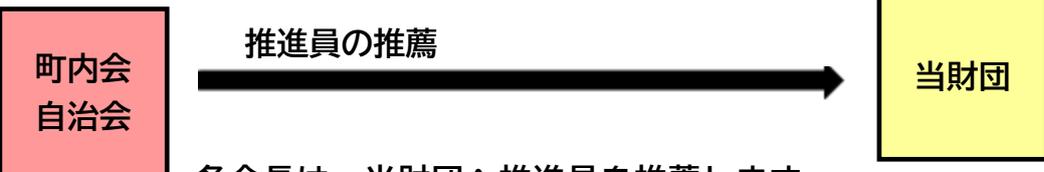
## ● 引き継ぎ期間を「安心できる」期間にしませんか

推進員は財団と町内会をつなぐ役割を担いますが、町内会の役員である必要はありません。そのため、年度替わりで町内会の役員を辞めたとしても、推進員まで辞める必要はありません。任期満了までの期間を利用し、次の推進員となる予定の方が安心できる引き継ぎ期間としてはどうでしょうか。



## ● クリーンアップ推進員の委嘱までの流れについて

下の表①から④は推進員委嘱の流れとなります。今年は改選の年です。各町内（自治）会の会長は、早めのご準備をお願いします。

<p>① 4月上旬頃</p>	 <p>財団から各町内(自治)会長宛に、クリーンアップ推進員推薦依頼を送付。</p>
<p>② 4月中旬頃</p>	 <p>推薦依頼を受けた各会長は、町内(自治)会の中で人選し、ご本人様から推薦の承諾を得ます。</p>
<p>③ 4月下旬頃</p>	 <p>各会長は、当財団へ推進員を推薦します。</p>
<p>④ 5月下旬頃</p>	 <p>この推薦を受けた方をクリーンアップ推進員に委嘱します。</p>

## ● クリーンアップ推進員とは

資源回収及び再利用等の義務を推進し強化するために、財団と町内会・自治会とのパイプ役となり、廃棄物の再資源化の成果を拡大することを目的に設置されています。



## 3 R 講演会「ドイツのSDGsへの取組。前向きで楽しいエコライフスタイル」

開催日：令和6年11月16日（土）開催場所：北ガス文化ホール（千歳市民文化センター）

ドイツ出身で札幌市在住、NPO法人八剣山エコケータリング代表のフルスト・ビルギット・ビアンカ氏を講師としてお迎えしました。

当日は43名の参加があり、多くの推進員にも来ていただきました。ありがとうございます。

環境先進国ドイツの「エネルギー・交通」、「自然保護」、「消費」の各分野の現状を紹介し、ビアンカ氏のNPO法人が主催する体験型学習活動の内容の紹介がありました。

「ドイツの国土は平地が多いと思いますが、地熱発電は行われていますか。」という参加者からの質問に対し、「地熱発電はそれほど盛んではありませんが、外気が高温の時は、地下を通り冷やされた空気を室内に取り込み、外気が低温の場合は、地下を通り暖められた空気を室内に取り込む地熱を利用したシステムが広く普及しています。ドイツの国会議事堂や個人住宅などで活用され、冷暖房の効率的な運用に役立っています。」と回答し、関心を寄せる参加者もいて、参加者アンケートでも「大変興味深かった」、「日本とドイツの比較がよくわかった」等の感想が多くありました。

財団では、今後も有意義な情報を提供する3R研修会等を開催して参ります。



### 財団からのお知らせとお願い

#### ● 春になると市民の皆さまからのお問い合わせが増えます

財団では「集団資源回収」のお問い合わせで回答する際、町内会等から提供の情報を参考に対応しています。該当する町内会等の回収日、方法、場所等をお伝えし、細かな案内を要望された場合は、推進員の連絡先をお伝えする場合がありますので、ご案内をお願いします。また、提供情報が変更になる場合、財団までご連絡を下さい。

#### ● 【重要】4月は、早めの奨励金申請をお願いします！

前年度決算確定と令和6年度分奨励金の申請漏れ防止のため、令和6年度第4四半期（令和7年1月から3月分）の奨励金交付申請書は、**令和7年4月10日（木）**までの提出をお願いします。期日までの申請を逃すと、奨励金が受け取れなくなってしまう可能性があります。



#### 【クリーンアップ推進員だよりに関するお問い合わせ先】

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団 事業課資源振興係（推進員事務局） 担当：佐藤・川瀬  
〒066-0047 住所：千歳市本町3丁目21番地  
TEL：0123-26-1213、FAX：0123-22-1118、e-mail：shigen@chitosekankyou-midori.or.jp